

包括和解成立 不当な解雇・処分を撤回

全組合員職場へ復帰



私鉄北海道函館バス支部労使紛争は、会社がこれまでの不当労働行為を認め、全ての懲戒処分と配転を撤回したことから、2025年2月7日に函館地裁にて包括和解することとなりました。和解内容では、組合員の復帰を確認するとともに会社側に対し、組合の団結権を尊重し、今後、不当労働行為、その他法令違反をしないことの確約と労働条件を遵守することも確認されました。その後、2月13日に私鉄函館バス支部・黒瀧委員長、函館バス(株)・森社長、労使双方の代表者が出席のもと、団体交渉が開催され、和解内容について双方で確認を行いました。

4年3ヶ月にわたる大きな労使紛争となりましたが、さまざまな困難のなか、組織を守り、ともにたたかい抜いた函館バス支部の組合員のみなさまと闘争を支えていただいたご家族の方々に心から敬意を表します。また、和解直前に志半ばでご逝去された函館バス支部組合員に心より哀悼の意を表します。

本闘争にご理解、ご協力をいただいた全てのみなさまに心から感謝申し上げます。

■包括和解に至る経過

2022年の秋から12月にかけて、委員長、書記長、不当配転を受けた組合員の現職復帰を巡り、第一次包括和解協議が実施されましたが、和解協議の途中で組合員に対する冬季臨時給の不払いが発生し、交渉が決裂することとなりました。さらに交渉決裂後、会社側は遠隔地に配置転換した組合員が配転命令に従っていないことを理由に懲戒解雇を行いました。

このような経過から、裁判所や労働委員会では和解の機運を生じず、最高裁で判決が確定した後も、組合員の復帰を認めない姿勢が継続し、各強制執行に至ることとなりました。

2024年の夏に、組合側弁護士から会社代理人に第二次包括和解協議の実施を打診し、会社側も和解の機運を掴みかねていた様子であり、函館地裁において包括和解協議が実施されることとなりました。

函館バス支部からは、①判決・労働委員会命令の遵守、②労働協約の遵守、③組合員の現職復帰、を和解協議の骨子と定め、協議を行ってきたところ、2月7日に包括和解に至りました。

和解条項（抜粋）

第1 基本的労働条件の確認

- 1 被告函館バス株式会社（以下「会社」という。）は、判決及び労働委員会不当労働行為救済命令において、原告日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合函館バス支部（以下「組合」という。）及びその組合員に対する不当労働行為が認定されたことを真摯に受け止め、憲法28条において組合に団結権、団体交渉権、団体行動権が保障されていることを尊重し、労働組合法7条所定の不当労働行為その他労働法令違反行為をしないことを確約する。
- 2 会社は、役員及び会社労働者に対して、労働法令に関する知識習得のために適宜研修等を受講させるよう努める。

以下略

和解条項では、基本的労働条件の確認として、会社が受けた判決及び命令を真摯に受け止め、憲法28条において労働三権が保障されていることを尊重することに加えて、役員及び会社労働者へ労働法令に関する研修を行わせること、今後団体交渉を行う際の具体的な手続き、昭和35年に締結した労働協約書が有効であること等を確認しています。人事処分の撤回では、これ



団体交渉に臨む執行部

まで組合員に対して行われた配転、懲戒処分、解雇をすべて撤回し、本年3月1日から組合員の復職が確認されました。また、賃金相当額を包括解決金として会社が支払うことも認められました。

全国の多大なるご支援、本当にありがとうございました